

令和3年度

教育委員会の事務事業に
関する点検・評価報告書

令和5年2月

栗石町教育委員会

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1 点検評価の対象及び方法 | 1 |
| 2 学識経験者の知見の活用 | 1 |
| 3 教育委員会の開催状況 | 2 |
| 4 教育委員会委員の活動状況 | 3 |
| 5 教育委員会の構成及び教育委員の任期 | 4 |
| 6 栗石町総合計画前期基本計画における施策大綱 | 4 |
| 7 令和3年度事務事業評価結果 | 5 |
| 8 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価 意見書 | 6 |
| おわりに | 11 |

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、平成20年4月から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について自らが点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされました。

この報告書は、この規定に基づき、雫石町教育委員会の事務事業等の点検評価の結果をまとめたものです。

1 点検評価の対象及び方法

本町では、平成16年度から政策評価に取り組み、雫石町総合計画の施策体系に基づき、施策・事務事業の評価を行っております。今回の教育委員会事務の点検評価にあたりましては、施策評価結果及び令和3年度に実施した事務事業の点検及び評価を行い、教育に関する学識経験を有する者の意見を付して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定める点検及び評価に関する報告書とするものです。

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 学識経験者の知見の活用

教育委員会が行った点検・評価についてその客観性を確保するため、学識経験者を事務事業評価アドバイザーとして依頼し、点検・評価の内容についてご意見をいただきました。

事務事業評価アドバイザー (氏名) 熊谷智義

3 教育委員会の開催状況

雫石町教育委員会における会議は、毎月1回の定例会のほか、必要がある場合には臨時会を開催することとしております。令和3年度は、定例会12回、臨時会2回を開催しました。

| 開催日 | 議案等 |
|----------------------|--|
| 3年4月定例会 (4月26日) | 雫石町社会教育委員の委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 雫石町公民館運営審議会委員の委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 雫石町教育委員会行政組織規則の一部改正の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 雫石町教育委員会服務規程の一部改正の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 雫石町立図書館管理運営規程の一部改正の臨時専決処理に関し承認を求めることについて |
| 3年5月定例会 (5月20日) | 雫石町社会教育委員の委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 雫石町教育委員会教育長の辞職に関し同意を求めることについて |
| 3年6月定例会 (6月24日) | 各課の事業・行事予定等について |
| 3年7月臨時会 (7月6日) | 各課の事業・行事予定等について 令和3年度町の重点事業について |
| 3年7月定例会 (7月26日) | 令和4年度に使用する雫石町立小・中学校教科用図書の採択に関し議決を求めることについて |
| 3年8月定例会 (8月25日) | 各課の事業・行事予定等について 9月議会補正予算要求内容について |
| 3年9月定例会 (9月27日) | 各課の事業・行事予定等について |
| 3年10月定例会 (10月18日) | 各課の事業・行事予定等について |
| 3年11月定例会 (11月24日) | 雫石町教育委員会表彰の受賞者に関し議決を求めることについて |
| 3年12月定例会 (12月23日) | 各課の事業・行事予定等について |
| 4年1月定例会 (1月19日) | 雫石町教育委員会専決代決規程の一部改正の臨時専決処理に関し承認を求めることについて |
| 4年2月定例会 (2月21日) | 雫石町教育委員会表彰者の決定に関し議決を求めることについて 教育委員会の事務事業に関する点検・評価に関し議決を求めることについて |
| 4年3月臨時会 (3月7日) | 学校教職員の人事異動の内申に関し議決を求めることについて |
| 4年3月定例会 (3月23日) | 雫石町教育委員会表彰者の決定に関し議決を求めることについて |

4 令和3年度 教育委員会委員の活動状況

| 月 | 活動内容 | |
|-----|---|---------------|
| | 雫石町関係 | 国・県等 |
| 4月 | 転入教職員辞令交付式 町内小中学校入学式 | 岩手県立雫石高等学校入学式 |
| 5月 | 町内小学校運動会（各小学校） 雫石中学校運動会 第1回総合教育会議 | |
| 6月 | 小・中学校校長会議（雫石中） 第55回雫石町小学校陸上記録会 | |
| 7月 | | |
| 8月 | 雫石町教育フォーラム 小・中学校校長会議（御明神小） | |
| 9月 | | |
| 10月 | 第2回総合教育会議 町内小学校学習発表会 雫石中学校文化祭 授業実践研究会（御所小） | |
| 11月 | 第68回小・中学校音楽会 授業実践研究会（雫石小） 東京アカデミック管弦楽団演奏会（七ツ森小） | |
| 12月 | 雫石町学校保健関係者合同研修会 | |
| 1月 | | |
| 2月 | 第3回総合教育会議 | |
| 3月 | 町内小中学校卒業式 教職員定期人事異動辞令交付式 雫石町教育委員会表彰式 | 岩手県立雫石高等学校卒業式 |

5 教育委員会の構成及び教育委員の任期

(令和4年3月31日現在)

| 職名 | 氏名 | 任期 | 最初の任命年月日 | 教育長等の任期 |
|------------------|-------|-----------------------------------|---------------|----------------------------------|
| 教育長 | 佐藤 嘉彦 | 自 令和 3年 7月 1日 至 令和 5年 12月 25日 | 令和 3年 7月 1日 | 自 令和 3年 7月 1日 至 令和 5年 12月 25日 |
| 教育長 職務 代理者 | 岩持斗季子 | 自 平成 30年 10月 1日 至 令和 4年 9月 30日 | 平成 23年 2月 23日 | 自 令和 2年 3月 24日 至 令和 4年 9月 30日 |
| 委員 | 吉田博輝 | 自 令和 元年 9月 24日 至 令和 5年 9月 23日 | 平成 27年 9月 24日 | |
| 委員 | 千葉 昇 | 自 令和 元年 10月 1日 至 令和 5年 9月 30日 | 令和 元年 10月 1日 | |
| 委員 | 菅原 徹 | 自 令和 2年 10月 1日 至 令和 6年 9月 30日 | 令和 2年 7月 1日 | |

6 雫石町総合計画前期基本計画における施策大綱（教育委員会関係抜粋）

施策大綱 1 学びを通して生きがいを感じるまち

基本施策1-1 未来を担う子どもたちの生きる力を育むまちづくりをします

施策1-1-1 知・徳・体・公の調和のとれた教育を進めます

施策1-1-2 安全安心な学校生活を送ることができる教育環境を整備します

基本施策1-2 生涯学習、生涯スポーツを通して誰もがいきいきと輝くまちづくりをします

施策1-2-1 生涯学習の環境を整え活力ある地域社会をつくれます

施策1-2-2 いつでも誰でもスポーツに親しめる環境を整えます

基本施策1-3 歴史と文化を後世に継承するとともに郷土愛を育むまちづくりをします

施策1-3-1 文化芸術活動を通して生きる喜びと創造性や感性を育みます

施策1-3-2 町に伝わる貴重な文化財の保存継承に努め紹介します

7 令和3年度 事務事業評価結果

施策大綱 1 学びを通して生きがいを感じるまち

| 基本施策名 | 判定 | 施策名 | 判定 | 基本事業名 | 判定 | 担当課 | | |
|---|----|---------------------------------------|----|-----------------------|----|-----------------|---|-----------|
| 1-1 未来を担う子どもたちの生きる力を育むまちづくりをします | B | 1-1-1 知・徳・体・公の調和のとれた教育を進めます | b | 1 教員の授業力向上と授業改善 | a | 学校教育課 | | |
| | | | | 2 特別な支援を必要とする児童生徒への支援 | a | | | |
| | | | | 3 不登校・いじめ防止等の対策 | b | | | |
| | | | | 4 豊かな心の育成 | b | | | |
| | | | | 5 健康な食生活の実践 | a | | | |
| | | | | 6 保健体育の充実 | a | | | |
| | | | | 7 基礎体力の向上 | a | | | |
| | | | | 8 地域と学校の連携 | a | | | |
| | | 1-1-2 安全安心な学校生活を送ることができる教育環境を整備します | a | | | 1 安全対策の充実 | a | 学校教育課 |
| | | | | | | 2 学校施設の整備 | a | |
| 3 学校校種間連携の強化 | a | | | | | | | |
| 4 雫石高等学校の魅力づくり | b | | | | | | | |
| 5 教員の働き方改革に基づく働く環境づくり | a | | | | | | | |
| 1-2 生涯学習、生涯スポーツを通して誰もがいきいきと輝くまちづくりをします | B | 1-2-1 生涯学習の環境を整え活力ある地域社会をつくれます | b | 1 生涯学習環境の充実 | a | 生涯学習スポーツ課 | | |
| | | | | 2 地域の特色を生かした生涯学習の推進 | c | | | |
| | | | | 3 地域社会総がかりでの子育て推進 | b | | | |
| | | | | 4 読書活動の推進 | b | | | |
| | | | | 5 国際理解の推進 | c | | | |
| | | | | 6 地域活動と体験・交流活動の推進 | b | | | |
| | | 1-2-2 いつでも誰でもスポーツに親しめる環境を整えます | b | | | 1 生涯スポーツの推進 | c | 生涯学習スポーツ課 |
| | | | | | | 2 競技スポーツの推進 | b | |
| | | | | | | 3 子どものスポーツ機会の充実 | b | |
| | | | | | | 4 スポーツによる地域活性化 | b | |
| 5 スポーツ施設の整備 | b | | | | | | | |
| 1-3 歴史と文化を後世に継承するとともに郷土愛を育むまちづくりをします | B | 1-3-1 文化芸術活動を通して生きる喜びと創造性や感性を育みます | c | 1 文化芸術の活性化 | c | 生涯学習スポーツ課 | | |
| | | | | 2 優れた芸術の鑑賞機会の提供 | c | | | |
| | | 1-3-2 町に伝わる貴重な文化財の保存継承に努め紹介します | b | | | 1 文化財の保護・保存の推進 | b | 生涯学習スポーツ課 |
| | | | | | | 2 歴史文化学習機会の充実 | b | |

評価については、各施策の進捗状況をa～eの5段階で評価して課題や改善策を記載し、それらを踏まえて総合的な進捗状況をA～Eの5段階で評価しています。

A 順調である B 概ね順調である C やや遅れている D 遅れている E 特に遅れている

令和3年度 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価 意見書

施策大綱 1 学びを通して生きがいを感じるまち

氏名 熊谷 智 義

| 基本施策名 | 施策名 | 事務事業名 | 担当課名 | 評価等記入欄 |
|--|--------------------------------|--|-------|--|
| 1-1 未来を担う子どもたちの生きる力を育むまちづくりをします | 1-1-1 知・徳・体・公の調和のとれた教育を進めます | <p>教員の授業力向上と授業改善 特別な支援を必要とする児童生徒への支援 不登校・いじめ防止等の対策</p> <p>豊かな心の育成 健康な食生活の実践 保健体育の充実 基礎体力の向上 地域と学校の連携</p> | 学校教育課 | <p>令和3年度施策評価結果より、施策の目的は「知・徳・体・公の調和をとれた教育の推進」と「基礎的、基本的な学力の確実な習得と健やかな発育・発達を助けること」である。</p> <p>施策1-1-1の判定は「b」である。知・徳・体・公の調和のとれた教育については、不登校傾向生徒の割合の増加、肥満傾向にある男子児童生徒や視力が低い生徒の割合が少し増加傾向にあるものの、新たに地域との連携によるコミュニティ・スクール事業を各学校で導入し、学校運営協議会で熟議を行うなどしており、教育を進める施策は概ね順調とされている。</p> <p>基本方向評価では、施策1-1-1に、8つの基本事業が位置づけられ、判定は「a」6、「b」2となっている。</p> <p>不登校・いじめ防止等の対策では、不登校の生徒が増えている中、相談を受けるスクールカウンセラー等を配置し、不登校対策研修会やいじめ防止等対策連絡協議会を開催するなどの取組を進め、いじめの危機管理対策が行われている。引き続き、相談対応により、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、家庭での悩みなど相談しやすい環境を整えたとされている。</p> <p>豊かな心の育成では、国際交流推進事業による中学生の米国ランドルフ校派遣及び留学生受入はコロナ禍により相互派遣、交流事業は中止となった。今後、日本の文化伝統などへの関心や理解を再認識し、外国の生活、文化に触れ、国際感覚が養われるよう、事業再開に向けて関係者と協議し、準備を進めていくとされている。</p> <p>以上、施策1-1-1で「b」判定の背景となっている基本事業で「b」判定の2事業については、今後の方向性が示され、その内容は適切と考えられることから、事業全体では概ね順調としている評価は妥当である。</p> |
| 1-1-2 安全安心な学校生活をおくることができる教育環境を整備します | 1-1-2 | <p>安全対策の充実 学校施設の整備 学校校種間連携の強化 雫石高等学校の魅力づくり 教員の働き方改革に基づく働く環境づくり</p> | 学校教育課 | <p>令和3年度施策評価結果より、施策の目的は「安全安心な学校教育環境の整備」と「基礎的、基本的な学力の確実な習得と健やかな発育・発達を助けること」である。</p> <p>施策1-1-2の判定は「a」であり、小学校及び中学校の施設を計画的に整備するとともに、危険箇所等の合同点検を実施するなどの安全対策、タブレット端末の活用を進めている。また、県立雫石高校の支援として、高校の存続と魅力向上のための学校ホームページ見直しや雫石中学生との公営塾の共同実施、教科書購入費の全額助成など、改善や支援が拡充され、安全安心な教育環境を整備する施策は、順調とされている。</p> <p>基本方向評価では、施策1-1-2に、5つの事業が位置づけられており、4事業が「a」判定、1事業が「b」判定である。</p> <p>このうち「b」判定は、雫石高等学校の魅力づくりで、上記のような取組を進めている。進路においても数年ぶりに国公立大学に2名合格者を輩出し、関係者がそれぞれ活動を支援しているものの、入学者が前年度より減少していることから、雫石高校将来ビジョンによる取組を推進し、入学者の安定的な確保につなげるという方向性が示されている。</p> <p>以上の内容から、施策1-1-2に関しては、順調とする評価は妥当であると判断できる。引き続き、施策の目的、方向性に沿った取組の推進を期待したい。</p> |

| 基本施策名 | 施策名 | 事務事業名 | 担当課名 | 評価等記入欄 |
|---|---|--|---------------|--|
| 1-2 生涯学習、 生涯スポーツを通して 誰もがいきいきと輝く まちづくり をします | 1-2-1 生涯学習の 環境を整え 活力ある地 域社会をつ くりまします | 生涯学習環境の充実 地域の特色を生かした生涯 学習の推進 地域社会総がかりでの子育て 推進 読書活動の推進 国際理解の推進 地域活動と体験・交流活動 の推進 | 生涯学習 スポーツ課 | <p>令和3年度施策評価結果より、施策の目的は「生涯学習に取り組める環境の整備」と「誰もが生涯学習活動に親しみ、いきいきと輝くまちづくりを進めること」である。</p> <p>施策1-2-1の判定は「b」であり、新型コロナウイルス感染症の影響により、公民館利用や生涯学習事業参加者数等は例年より減となったものの、施設的环境整備、コミュニティ・スクールと一体となった地域学校協働活動への移行に向けた準備や読書活動の推進など、活力ある地域社会づくりに向けた取組は、概ね順調とされている。</p> <p>基本方向評価では、施策1-2-1に、6つの基本事業が位置づけられ、判定は「a」1、「b」3、「c」2である。</p> <p>このうち「c」判定は、生涯学習及び国際理解の推進に関する事業である。生涯学習の推進では、各種事業を企画運営したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や規模縮小となったものが多い。参加者数は、令和2年度よりは増加したものの伸び悩んだ状況にあり、今後、引き続き学習機会の提供に努めるとされている。また、国際理解の推進では、海外との交流が著しく制限される中、直接的な異文化交流事業が実施できない状況となっており、交流の再開に向けて、関係団体及び関係者と情報提供・周知と支援を図るとされている。</p> <p>地域社会総がかりでの子育てでは、コミュニティスクール発足による取組と今後の充実の方向が示され、環境づくりは概ね順調とされている。</p> <p>読書活動に関しては、ブックスタート事業や読み聞かせ、季節に合わせた企画展示等によって、図書館利用及び読書の機会創出が図られ、取組継続の方向性が示されており、概ね順調とされている。</p> <p>地域活動や交流活動として、子ども対象の歴史教室や民俗芸能保存団体での育成指導、富士市交流事業など、概ね計画どおり実施され、今後についても継続が示されており、子どもたちの学びの機会の提供は、概ね順調とされている。</p> <p>以上、施策1-2-1「b」判定の背景となっている基本事業で「c」判定の2事業、「b」判定の3事業について、それぞれ現状をふまえた適切な今後の方向性が示されていることから、施策1-2-1に関して、概ね順調との評価は妥当である。</p> |

| 基本施策名 | 施策名 | 事務事業名 | 担当課名 | 評価等記入欄 |
|-------|----------------------------------|--|---------------|--|
| | 1-2-2 いつでも誰でもスポーツに親しめる環境を整えます | 生涯スポーツの推進 競技スポーツの推進 子どものスポーツ機会の充実 スポーツによる地域活性化 スポーツ施設の整備 | 生涯学習 スポーツ課 | <p>令和3年度施策評価結果より、施策の目的は「スポーツに取り組める環境の整備」と「誰もがスポーツに親しみ、いきいきと輝くまちづくりを進めること」である。</p> <p>施策1-2-2の判定は「b」であり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催見送り事業もあった中、町営体育館への空調設備設置等により、スポーツ活動の環境を整備し、雫石町スポーツ推進計画や鶯宿温泉スポーツエリア整備計画の見直しにより、いつでも誰でもスポーツに親しめる環境づくりは、概ね順調とされている。</p> <p>基本方向評価では、施策1-2-2に、5つの基本事業が位置づけられ、判定は「a」0、「b」4、「c」1となっている。</p> <p>このうち「c」判定の生涯スポーツに関しては、新型コロナウイルス感染症の影響でほとんどのスポーツ大会が中止となる中、今後、関係団体等と連携したスポーツの機会創出、生涯健幸プロジェクトによる健康づくりに資する機会の創出を図るとされている。</p> <p>競技スポーツでは、大会の中止や延期の中、国体出場選手を輩出し、今後も取組を継続する方向が示され、概ね順調とされている。</p> <p>子どものスポーツでは、関係機関と連携したスポーツ機会の提供やスポーツ少年団の活動が減少した中、取組の継続が示され、概ね順調とされている。</p> <p>スポーツによる地域活性化では、多くの事業が中止等の中、一定数の合宿利用の確保、鶯宿温泉スポーツエリア構想に基づく振興計画策定と今後の取組継続が示されており、概ね順調とされている。</p> <p>スポーツ施設の整備については、施設の損傷や故障等による事故はなく、計画的な修繕や改修工事が行われ、今後も利用環境の維持、新たな施設整備を行うなど、環境の整備は概ね順調となっている。</p> <p>以上、施策1-2-2の「b」判定の背景となっている基本事業で「c」判定の1事業、「b」判定の4事業について、今後の方向性が示され、その内容は適切と考えられることから、施策1-2-2に関して、概ね順調との評価は妥当である。</p> |

| 基本施策名 | 施策名 | 事務事業名 | 担当課名 | 評価等記入欄 |
|---|--------------------------------------|-----------------------------|---------------|--|
| 1-3 歴史と文化を後世に継承するとともに郷土愛を育むまちづくりをします | 1-3-1 文化芸術活動を通して生きる喜びと創造性や感性を育みます | 文化芸術の活性化 優れた芸術の鑑賞機会の提供 | 生涯学習 スポーツ課 | <p>令和3年度施策評価結果より、施策の目的は「文化芸術活動の振興を図ること」と「触れる機会や学ぶ機会、観る機会などを創り、郷土への愛着や理解を深めるとともに豊かな心を育むこと」である。</p> <p>施策1-3-1の判定は「c」である。新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業が中止となり、発表・鑑賞の機会の提供、関係団体や組織の日頃の活動が困難となったため、文化芸術活動を通して生きる喜びと創造性や感性を育むことに向けた取組には課題があるとされている。</p> <p>基本方向評価では、施策1-3-1に、2つの基本事業が位置づけられ、判定はいずれも「c」となっている。</p> <p>文化芸術の活性化については、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業が中止となり、発表・鑑賞の機会をほとんど創出することができず、また関係団体・組織の日頃の活動にも影響が及んだ。今後に向けては、発表・鑑賞の機会創出、引き続き関係団体・組織との連携により、芸術文化活動の活性化を促進するとされている。</p> <p>優れた芸術の鑑賞機会の提供については、ホールでの大規模な事業開催が難しい状況となり、学校芸術鑑賞事業は延期の上実施したものの、思うような機会の提供が出来ない状況となった。今後、引き続き学校その他町民への質の高い鑑賞機会の提供に努めるとされている。</p> <p>以上、施策1-3-1「c」判定の背景となっている基本事業で「c」判定の2事業について、現状をふまえた今後の方向性が示されている。</p> <p>施策1-3-1に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、取組に課題があるものの改善に向けた取組が行われている状況となっている。</p> |
| | 1-3-2 町に伝わる貴重な文化財の保存伝承に努め紹介します | 文化財の保護・保存の推進 歴史文化学習機会の充実 | 生涯学習 スポーツ課 | <p>令和3年度施策評価結果より、施策の目的は「歴史や文化財の保護や保存を図ること」と「触れたり学んだりする機会を創り、郷土への愛着や理解を深めるとともに豊かな心を育むこと」である。</p> <p>施策1-3-2の判定は「b」である。新型コロナウイルス感染症の影響がある中、指定文化財の適切な保護保存、歴史民俗資料館の施設環境を整えながらの運営が行われ、町に伝わる貴重な文化財の保存継承、紹介する取組は概ね順調とされている。</p> <p>基本方向評価では、施策1-3-2に、2つの基本事業が位置づけられ、判定はいずれも「b」である。</p> <p>文化財の保護・保存では、民俗芸能については新型コロナウイルス感染症の影響により練習や公開の機会が減少した中での伝承活動となったものの、埋蔵文化財・有形文化財や記念物は適切に保護保存できており、今後も引き続き、民俗芸能の練習や公開機会の創出、支援による保存伝承、文化財の適切な保存伝承を図ることが示され、取組は概ね順調とされている。</p> <p>歴史文化学習機会については、中止や規模縮小となったものもあり、資料館来館者数・事業参加者数とも伸び悩んだものの、施設及び設備の適切な維持管理、学習機会が創出された。今後についても、歴史民俗資料館の運営、講座の開催（再開）を計画するなど、学習機会の充実が示されており、概ね順調とされている。</p> <p>以上、施策1-3-2の判定「b」の背景となっている基本事業「b」判定の2事業について、今後の取組が示され、内容が適切であると判断されることから、町に伝わる貴重な文化財の保存継承に努め紹介する取組は、概ね順調との評価は妥当である。</p> |

その他全般にわたっての意見等

1. 新型コロナウイルス感染症の影響について

コロナの状況により事業実施が困難なものが多数ある中で、事業全体の中で評価項目以外も含めて、総合的に事業の成果の検証が行われている。

当初の指標値（目標値）は、コロナの影響を想定していないものであることから、目標値だけでなく、総合的な評価が行われていることは適切であると思われる。

今後、事業によっては、指標値（目標値）の見直しについてもご検討頂きたい。

2. a、b、c判定の基準について

今回改めて、判定基準を確認したところ、以下のような基準となっており、a判定を「aa」、b判定を「a」としても良いような基準となっている。また、c判定についても「□□に向けて□□などを実施しましたが、□□の面で若干課題があり、改善が必要であることから、今後は□□に取り組みます」という記載になっており、「b」としても良いとも考えられる。

この評価は「町総合計画基本事業評価の手順」によって行われているため、見直しは困難と思われるものの、上記の点を念頭におく必要があると思われる。

a判定：計画どおり事業実施し、成果が高い状態（目安80%～100%）

b判定：計画どおり事業実施し、成果が想定通りの状態（目安60%～80%）

c判定：計画どおり事業実施したが、成果が想定より低い状態（目安40%～60%）

d判定：計画どおり事業実施したが、成果が想定より大きく低い状態（目安20%～40%）

e判定：計画どおり事業実施できなかった状態（目安0%～20%）

○ 点検及び評価制度導入の目的について

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体的教育行政事務を執行するものである。

このため、事前に教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているか教育委員会自らが事後にチェックする必要性が高いものと考えられる。また、効果的な教育行政の推進に資するとともに、地域住民への説明責任を果たし、その活動を充実することが求められている。

おわりに

施策や事業の内容により、その成果には差異が見られますが、教育に関しては、学校教育、生涯学習ともに、直ぐには成果が得られないものが少なくありません。

しかしながら、今回の事業の点検評価の報告・公表により町議会をはじめ、町民に教育委員会の事業をお知らせし、これに対しご意見をいただくことは、教育行政にとって意義のあることと思います。

今後も、事業等の点検評価を行い、さらに町民のご理解をいただけるよう教育行政を推進してまいります。